

京都市訓令甲第 1 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年5月2日

京都市長 門 川 大 作

別表第2医療衛生推進室長の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項の次に次の1項を加える。

| | |
|-------------------------|---|
| 医療衛生推進室 予防接種担当部 長 | (1) 予防接種法第15条第1項による給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。 (2) 予防接種に係る助成金の支出決定に関すること。 |
|-------------------------|---|

別表第2道路河川管理課長の項(第2号、第5号、第6号及び第10号を除く。)及び道路明示課長の項第1号中「土木事務所」を「土木みどり事務所」に改める。

別表第2みどり政策推進室長の項の次に次の1項を加える。

| | |
|--------|--|
| 公園管理課長 | (1) 大宮交通公園、梅小路公園、宝が池公園子どもの楽園及び円山公園(以下この項において「公園等」という。)における都市公園法第6条による占用許可及び京都市都市公園条例(次号において「条例」という。)第3条による許可に関すること。 (2) 公園等における条例第6条による利用の禁止及び制限に関すること。 (3) 公園等に係る都市公園台帳の作成に関すること。 |
|--------|--|

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)